

3-12 自己点検・評価

A群・自己点検・評価を恒常的に行うための制度システムの内容とその活動上の有効性

A群・自己点検・評価の結果を基礎に、将来の発展に向けた改善・改革を行うための制度システム
の内容とその活動上の有効性

B群・自己点検・評価結果の客観性・妥当性を確保するための措置の適切性

① 第三者評価

本研究科は将来、大学基準協会による大学全体の認証評価とは別に、会計大学院協会が進めてい

る第三者評価を受ける方針である。第三者評価の目的は、より公正な立場から評価をすることによって、理念・目的に沿った教育を実現するとともに、社会から本学会計専門職大学院が信頼を得ることにある。専門職大学院設置基準によれば、自己評価の実施と公表、自己点検評価の外部検証及び第三者評価が義務づけられているが、会計大学院協会が第三者評価機関となるべく準備中である。本研究科からも会計大学院協会に3名を派遣して第三者評価制度設計を進めている。

認証機関として会計大学院協会の第三者評価委員会が活動を始めた暁には、大学基準協会等が学部、研究科、専門職大学院ごとの評価を適切な形ですることになる場合を除き、会計大学院協会の第三者評価委員会に本研究科単独の評価を受ける予定である。

② 自己点検・評価委員会

第三者評価とは別に、本研究科にも自己点検・評価委員会を設置している。当面は学生による授業評価を年に2度実施している。授業評価の結果は掲示板による掲示で学生にフィードバックしている。ただ、プライバシーとの関係もあるので、すべての教員に共通する評価項目を特定し、これを統計的に処理し、公表している。各教員に対しては授業の反省材料とするべく、評価結果をそのまま回付している。